

第33回科学者委員会議事要旨（メール審議）

1 議決日 平成25年10月25日（金）

2 審議内容

提案1 会員・連携会員の所属地区の変更に係る運用について（別添資料）

提案2 日本学術会議協力学術研究団体の指定に係る事務手続の改正について（別添資料）

提案3 委員会及び分科会におけるメール連絡方法について

（委員相互の意見交換を促進するため、BCCを希望する委員を除き、委員全員のアドレスへTo又はCCで送付する。）

提案4 研究者の具体的範囲について（平成25年4月26日科学者委員会決定の改正）

（別添資料）

3 結果

提案1、提案2、提案3及び提案4について原案のとおり承認された。

会員・連携会員の所属地区の変更に係る運用について（案）

● 日本学術会議地区会議運営要綱（平成 17 年 10 月 4 日日本学術会議第 1 回幹事会決定）

（各地区の構成員）

第 5 （前略）各地区の構成員は、原則として当該地区に勤務地（勤務地がない場合は居住地）を有する会員及び連携会員とする。

ただし、会員又は連携会員は、申し出により、科学者委員会及び幹事会の議を経て、所属地区を変更することができる。

1. 現状の運用

会員及び連携会員（以下、「会員等」という。）から、勤務地又は居住地が変更された旨連絡を受けた場合、所属地区変更の意思確認を行った上で、科学者委員会の議を経て、幹事会に変更を提案し、決定してもらっている。

当該運用は、上記規定が運営要綱に盛り込まれ施行された平成 19 年 10 月以降、当初から採られていたものである。

※ 当該改正以前の「構成員」については、各部が当該地区に勤務又は居住する会員 3 名を選出することを原則としていた。

2. 問題点

規定をそのまま読めば、勤務地が A 地区から B 地区に変更になった場合、自動的に B 地区の地区会議構成員となるはずのところ、現状の運用では、

- 本人の変更の意向が確認できた場合には、A 地区から B 地区への所属地区変更をすべて科学者委員会及び幹事会に諮っており、本来必要のない手続を踏んでいる。
- 本人の変更の意向が確認できず、所属地区が元の所属地区（A 地区）のままになってしまっている例がある。

3. 新たな運用

運営要綱上、勤務地（及び居住地）が変更になれば自動的に所属地区会議が変更になるという大前提に立ち返り、以下のとおり扱うこととする。

- ① 会員等に勤務地等の変更があった場合、企画課から会員等に、自動的に所属地区が移ることを連絡する。
- ② 所属地区変更を企画課において記録するとともに、各地区会議事務局に連絡する。
- ③ 会員等から、勤務地等が所在しない地区を所属地区としたいという意向が示された場合、企画課は、理由を付した上での申出を促し、申出を受けて科学者委員会及び幹事会における議論に供する。
- ④ 会員等からの申出に相当の理由がある場合、科学者委員会及び幹事会の議を経て所属地区を変更する。
- ⑤ 科学者委員会及び幹事会は、会員等からの申出に相当の理由がないと判断した場合、所属地区の変更を認めず、科学者委員会委員長は、申出をした者に所属地区を勤務地等と違わないよう懲憑する。

提 案

日本学術会議協力学術研究団体の指定に係る必要な要件及び手続の改正 (平成18年11月21日第16回科学者委員会決定内容の改正)

- 1 提案者 科学者委員会委員長
- 2 議 案 日本学術会議協力学術研究団体の指定に係る事務手続の改正
について
- 3 提案理由 ① 協力学術研究団体の指定について、現在は、科学者委員会から各部に付託する際、及び各部の審査結果の回答を踏まえて、会長に意見を述べる際に、科学者委員会を開催しているが、指定審査の迅速化を図るため、手続の一部を簡略化するものである。

② 審査員から提出される審査フォーマットの運用が法規と異なる場合があったので、2種類のフォーマットを一元化する。

〈参考〉

日本学術会議協力学術研究団体規程

第2-③ 科学者委員会は、必要に応じ関係各部に諮った上、会長に意見を述べ、
会長はこれに基づいて幹事会に諮り決定する。

日本学術会議協力学術研究団体の指定に係る必要な要件及び手続(平成18年11月21日第16回科学者委員会決定)の一部について次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を追加する。(案)

改正後	改正前
●日本学術会議協力学術研究団体の指定に係る必要な要件及び手続 日本学術会議協力学術研究団体（以下「協力学術研究団体」という。）の指定に当たっては、日本学術会議協力学術研究団体規程（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定。以下「団体規程」という。）により、必要な要件及び手続を下記のとおり定めるものとする。 1～2 略 3 協力学術研究団体の指定に係る事務手続 (1) <u>科学者委員会委員長は、必要に応じ関係各部に審査を付託する。</u> 各部では、当該学術協力学術研究団体の審査をすることが適当である分野別委員会に審査を依頼することができる。 (2) (1) により審査を依頼された分野別委員会では、別紙1に審査結果を記入するものとする。 また、協力学術研究団体に指定することが不適当とする場合には、その不適当とする理由を別紙1に別途付記するものとする。 (3) 各部では、(2)の分野別委員会の審査結果を科学者委員会に回答するものとする。 (4) <u>科学者委員会は、(2)による審査結果の回答を踏まえ、審議する。</u> (5) (前略) また、上記2(5)の要件を満たしていることを確認するため、当該学術研究団体の代表者に対し別紙2により確認書の提出を求めるものとする。	●日本学術会議協力学術研究団体の指定に係る必要な要件及び手続 日本学術会議協力学術研究団体（以下「協力学術研究団体」という。）の指定に当たっては、日本学術会議協力学術研究団体規程（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定。以下「団体規程」という。）により、必要な要件及び手続を下記のとおり定めるものとする。 1～2 略 3 協力学術研究団体の指定に係る事務手続 (1) 各部では、科学者委員会から審査を付託された場合は、当該学術協力学術研究団体の審査をすることが適当である分野別委員会に審査を依頼することができる。 (2) (1) により審査を依頼された分野別委員会では、別紙1に審査結果を記入するものとする。 また、協力学術研究団体に指定することが不適当とする場合には、その不適当とする理由を別紙2に別途付記するものとする。 (3) 各部では、(2)の分野別委員会の審査結果を科学者委員会に回答するものとする。 (4) (前略) また、上記2(5)の要件を満たしていることを確認するため、当該学術研究団体の代表者に対し別紙3により確認書の提出を求めるものとする。

H25. 10.

科学者委員会決定案

協力学術研究団体の指定の審査事務にあたって、団体規程等に
指定要件として規定されている「研究者」の範囲について

- (1) 大学、高等専門学校、大学共同利用機関等において研究に従事する者
- (2) 国立試験研究機関、特殊法人、及び独立行政法人等において研究に従事する者
- (3) 地方公共団体の試験研究機関等において研究に従事する者
- (4) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人等において研究に従事する者
- (5) 民間企業において研究に従事する者
- (6) その他、高度の専門性を有し、職務として研究に従事する者（(1)の非常勤職に就く者を含む）又は当該研究分野に関し、優れた業績を有する者